公　示　日：2022 年 12 月 7 日（水）
調達管理番号：22a00768
国　　名：ケニア国
担 当 部 署： 社会基盤部運輸交通グループ第一チーム
調 達 件 名：ケニア国道路交通事故に対する安全管理体制強化プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等
（１） 担当業務　：評価分析
（２） 格　付　　：３号
（３） 業務の種類：調査団参団

2. 契約予定期間等
（１） 全体期間：2023 年 1 月下旬から 2023 年 5 月下旬
（２） 業務人月：現地　0.70、国内　0.90、合計　1.60
（３） 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
11 日	21 日	7 日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法
（１） 簡易プロポーザル提出部数：1 部
（２） 見 積 書 提 出 部 数 ：1 部
（３） 提　出　期　限：2022 年 12 月 21 日（水）（12 時まで）
（４） 提　出　方　法：電子データのみ
✧ 専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）

✧ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022 年 4 月）」の「別添資料 11　業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」
https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限（時刻）までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。 提出期限までにご連絡がなく、

機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格申請書の提出が必要です。

✧ 評価結果の通知：2023 年 1 月 5 日（木）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

（１） 業務の実施方針等：

① 業務実施の基本方針 16 点

② 業務実施上のバックアップ体制 4 点

（２） 業務従事者の経験能力等：

① 類似業務の経験 40 点

② 対象国・地域での業務経験 8 点

③ 語学力 16 点

④ その他学位、資格等 16 点

（計 100 点）

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国及び類似地域	ケニア及び全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

（１）参加資格のない社等：
応募を排除する者はありませんが、本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。

（２） 必要予防接種：ケニア入国にあたっては COVID－19 予防ワクチン接種証明書、または、出発前の 72 時間以内に実施された PCR 検査陰性証明書の提示が必要。

6. 業務の背景

ケニアは 2013 年以降 GDP 年 5-6%の堅調な経済成長を続けている。新規車両登録台数の毎年 20 万台前後の推移（Kenya National Bureau of Statistics）というデータが示す通り、ケニアのモータリゼーション化は加速しており、

それに伴う交通渋滞・交通安全問題が顕在化している。WHO によると 2016 年におけるケニアでの 10 万人当たり の交通事故死者数は 27.8 人と、アフリカ平均の 26.6 人、世界平均 18.2 人と比較しても多く、加えて National Transport and Safety Authority（以下、「NTSA」）の報告によると、交通事故死者による経済損失は年間 47.8 億 US ドルにも上るという。

かかる状況下、ケニア政府は長期国家開発計画である「Vision2030」において 2030 年までの中所得国入りと全ての工業化、国民が質の高い生活を送ることを目指す中で、経済インフラ整備を重点分野の一つとし、同分野下において交通事故発生数等の削減を達成すべく Decade of action plan を策定した。

Decade of action plan は今期が第 2 次であり、2021-2030 年を計画対象年次としている。第 1 次として作成された Decade of action plan 2011-2020 の結果をとりまとめた“Result of the Decade of Action Plans for Road Traffic Safety by NRSC”によると、同計画では 2020 年までに 7,338 人の交通事故死者数減を目標に掲げていたものの、結果は 4,710 人減と目標未達に終わっている。また、2011 年から 2020 年までの交通事故原因の最たるものとして速度超過が、その次に多い原因は危険な追い越し運転であることが報告されており、急激なモータリゼーション化により、警察による交通取り締まりや安全意識醸成の啓発活動が十分に行われていない可能性を示唆している。また、Decade of action plan 2021-2030 では 2030 年までに速度超過による重症・死亡事故数の半減を計画の柱の一つとして掲げている。

かかる状況下、ケニア政府よりケニア国家警察に対する交通安全対策の実施能力向上を目的とした「道路交通事故に対する安全管理体制強化プロジェクト」が要請された。本詳細計画策定調査は、上記要請に基づき、ケニア側関係機関と協議の上、協力コンポーネントの策定を行うものである。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画の策定及び評価６基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

加えて本調査では、現地調査期間中（JICA 職員等現地到着時）に JICA 職員等に対し中間報告を行い、本体プロジェクトの方向性について協議を行う。調査

後半ではその結果を踏まえて更なる情報収集や相手国政府との協議を行う。
　また、本業務従事者は、他の課題を担当業務とする業務従事者が作成する報告書（案）を含めた報告書（案）全体の取りまとめに協力する。

（１）国内準備期間（2023 年 1 月下旬～2023 年 2 月下旬）

① 要請書・関連報告書等の資料･情報の収集･分析により要請背景・内容を把握し、我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題も確認する。
② ケニア側関係機関や他ドナー等に対する質問票（案）（英文）を作成する。その際、別途派遣される他分野の団員と内容が重複しないよう適宜調整し、他団員が作成した質問票（案）との取り纏めに協力する。
作成した質問項目（案）はJICAに提出し、ケニア事務所を通じて事前配付を行う。質問表の作成時には、カウンターパート組織内のジェンダーバランスやジェンダー主流化（女性職員や管理職の登用促進等）の現状を把握するための質問についても含める。（質問票の回収は現地業務期間前までに行うことを想定）
③ ケニア側関係機関とのプロジェクト計画等に関するオンライン会議に、JICA職員及び他の団員とともに参加する。
④ 他の調査団員と協力し、詳細計画策定調査報告書（案）の目次構成及び分担を検討する。
⑤ プロジェクトのPDM（Project Design Matrix）案（和文・英文）、PO（Plan of Operations）案（英文）を検討する。
⑥ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。

（２）現地業務期間（2023年3月上旬～2023年3月下旬）

① JICAケニア事務所等との打合せに参加する。
② ケニア側関係機関等との協議及び現地踏査を通じ、交通安全行政に関する現状把握と課題の整理を行う。とりわけ、プロジェクトの投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標、貢献、 阻害要因に関わる事項は洗い出しておく。また、予め配布した質問票の回収に協力し（事前回収ができなかった場合）、分析した上で結果を団内で共有する。
③ 交通安全に関する政策、計画、制度等について情報収集するとともに、本事業の開発政策上の意義、位置づけを整理する。
④ ケニア側関係機関の職員数（男女比を含む）、人材育成計画、 女性職員の雇用促進、女性職員の人材育成等女性のエンパワメントに資する活動や取組、また、女性に配慮した交通安全施策等について確認する。

⑤ 調査結果に基づき、他の調査団員とも協力し、プロジェクトの内容を検討する。
⑥ 関係者との協議で合意された内容について、R/D（案）（英文）及び協議議事録（M/M : Minutes of Meetings）（案）（英文）の作成に協力する。特に、PDM案の成果指標の設定について、開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス[1]を踏まえ、主担当としての検討及び取りまとめを行う。
⑦ 実施機関に対するR/D案を含むM/M案への説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。
⑧ 担当分野に係る調査結果をJICAケニア事務所等に報告する。

（３）帰国後整理期間（2023 年 4 月上旬～2023 年 4 月下旬）
① 帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
② 評価６項目（妥当性、整合性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）の作成、その取りまとめに協力する。
③ プロジェクトを巡る状況分析や評価６項目の観点から、リスク管理チェックシート（案）に必要な情報を他分野の団員とともに取りまとめる。
④ PDM 最終案（和文・英文）、PO 最終案（英文）の作成に協力する。
⑤ 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書（案）の作成に加え、他の担当分野の業務従事者が作成する報告書（案）を含めた詳細計画策定調査報告書（案）全体の取りまとめに協力する。

8. 報告書等
業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

（１） 業務完了報告書（和文・英文）
2023 年 4 月 25 日（火）までに提出。
次の①～②、及び収集資料一式を参考資料として添付することとし、電子データにて提出する。
① 事業事前評価表（案）（和文）
② 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）

[1] 技術協力　開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス ｜ 事業評価 ｜ 事業・プロジェクト - JICA

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022 年 4 月）」の「Ⅸ. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料２　報酬単価表」を参照願います。
https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html

留意点は以下のとおりです。

（１） 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。
航空経路は、日本⇔アブダビ or ドーハ or ドバイ⇔ナイロビを標準とします。

（２）新型コロナウイルス感染対策に関連する経費

PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用等も必要に応じて適宜、見積書に計上ください。

10. 特記事項

（１） 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務期間は 2023 年 3 月上旬～3 月下旬を予定しています。
本業務従事者は、JICA の調査団員に 1 週間先行して現地調査の開始を予定しています。
2022 年 11 月時点では、ケニア入国の際、COVID－19 予防ワクチン接種証明書、または、出発前の 72 時間以内に実施された PCR 検査陰性証明書の提示を条件に現地隔離期間は不要ですが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により隔離期間が発生した場合は、隔離期間中の数日間は遠隔で業務を実施予定です。
現時点では現地業務の実施を予定していますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による現地渡航制限等が発生した場合は、現地業務の後ろ倒しや国内業務への振替による遠隔での調査等を実施する場合があります。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア） 総括（JICA）
イ） 協力企画（JICA）
ウ） 交通計画/交通政策（JICA が別途契約するコンサルタント）
エ） 交通事故分析/取締り（JICA が別途契約するコンサルタント）
オ） 評価分析（本コンサルタント）

カ） 取締り（JICA が委嘱する外部有識者（検討中））

③ 便宜供与内容

JICA ケニア事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア） 空港送迎：あり

イ） 宿舎手配：あり

ウ） 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）

エ） 通訳傭上：なし

オ） 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

カ） 執務スペースの提供：なし

（２） 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 社会基盤部運輸交通グループ第一チームから配付しますので、imgtr@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

・本プロジェクト要請書

・PRESENTATION-NTSA—ROAD SAFETY CONFERENCE MOMBASA 2022 JUNE

② 本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイト及びホームページで公開されています。

・バングラデシュ国　ダッカ交通安全プロジェクト
https://www.jica.go.jp/project/bangladesh/017/index.html

・ベトナム社会主義共和国 交通警察官研修強化プロジェクト 詳細計画策定調査報告書．－
https://openjicareport.jica.go.jp/430/430/430_123_11999760.html

・ベトナム国 交通警察官研修強化プロジェクト中間評価調査報告書［電子資料］．－
https://openjicareport.jica.go.jp/430/430/430_123_1000008348.html

・ハノイ交通安全人材育成プロジェクト事後評価報告書
https://openjicareport.jica.go.jp/710/710/710_123_1000004201.html

③ 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。。

ア）提供資料：「独立行政法人国際協力機構　サイバーセキュリティ対

策に関する規程（2022 年 4 月 1 日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022 年 4 月 1 日版）」

イ）提供依頼メール

・タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」

・本　　文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

（３）　その他

① 業務実施契約（単独型）については、単独（１名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。

② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ケニア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）」（http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上